相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道帯広市川西町西二線六一番地、最後の住所北海道帯広市西十五条南十五丁目一番地三一　被相続人　亡　古川　勝已

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

北海道帯広市東四条南二十二丁目一五番地　小林・中道司法書士事務所　相続財産清算人　司法書士　中道　麻友

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県大船渡市盛町字宇津野沢八番地八　被相続人　亡　紺野美喜男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

岩手県大船渡市大船渡町字笹崎一四番地一三　ＣＡＳＡ・Ｋ　相続財産清算人　司法書士　杉山　眞人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利郡仁賀保町平沢字家妻二六番地、最後の住所秋田県男鹿市脇本浦田字坂ノ上一三九番地の一　被相続人　亡　須藤ハルヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

秋田県由利本荘市給人町七番地三　本荘合同ビル一―二　相続財産清算人　弁護士　高橋　重剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市藤岡町赤麻三〇七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石川冨士野

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

栃木県栃木市旭町一四―一六梁島ビル二階　鈴木俊美法律事務所　相続財産清算人　弁護士　大関麻由子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県みどり市大間々町塩原一四七二番地、最後の住所群馬県太田市大原町一一〇三番地二六　障がい者グループホーム　なな　被相続人　亡　小倉　忠次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

群馬県高崎市筑縄町五二―七　梅山第一ビル二〇一号つくなわ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　大野　岳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市千代田町一丁目四番地、最後の住所群馬県前橋市箱田町四四二番地一七　被相続人　亡　古澤　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

群馬県前橋市大手町三丁目一番一〇号群馬県教育会館一階　相続財産清算人　弁護士　谷田　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区日進町二丁目一七八六番地二、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町二丁目一七八六番地二　被相続人　亡　高橋　裕一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

埼玉県川口市幸町三―七―二二ＭＬ二一―三〇二飯島努法律事務所　相続財産清算人　弁護士　飯島　努

令和八年十月二十八日

東京都中野区中野五丁目六七番六号ビジネスハイツ中野七階七〇五号室慶福法律事務所　相続財産清算人　弁護士　金子　玄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市宮西町五丁目二五番地の一、最後の住所東京都府中市宮西町三丁目一九番地の一　被相続人　亡　栃下　潤平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都新宿区四谷二丁目四番地三　久保ビル二階　大谷＆パートナーズ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　豊澤　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵野市吉祥寺東町四丁目一〇番地、最後の住所東京都杉並区西荻北三丁目二二番一四号乙甲ユースフル西荻四〇四　被相続人　亡　皆吉　司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

事務所東京都港区新橋二―二〇―一五新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所　相続財産清算人　弁護士　鈴木　一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区東墨田三丁目五〇番地、最後の住所東京都葛飾区東四つ木二丁目九番一八―六一七号ダイアパレス立石　被相続人　亡　高柳　武彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

事務所　東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビル東館一九階　ＪＭＰ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　田辺研一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東四つ木三丁目二三番、最後の住所埼玉県川口市桜町四丁目四番六―二〇三号　被相続人　亡　森　利彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

埼玉県さいたま市南区沼影一―一〇―一ラムザタワー一〇〇四ゆりのまち法律事務所　相続財産清算人　弁護士　池田　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市大字今福一〇五四番地一三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　清水　秀夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

埼玉県川越市新宿町一―一五―六ヨシノビル二階　相続財産清算人　弁護士　市川　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市井の頭四丁目三七九番地、最後の住所東京都国分寺市高木町三丁目二二番地二四　被相続人　亡　廣渡　太一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

東京都町田市原町田一丁目一番三号ハイストーンビル三〇三　弁護士法人ノア　まちだ駒津法律事務所　相続財産清算人　弁護士　駒津　彩果

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区東中野四丁目三七番地、最後の住所東京都西東京市下保谷二丁目九番二七号　被相続人　亡　齊藤　敦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。